

Ⅲ 委託業務編

第1章 測量業務

第1．配水管工事測量業務

1．適用範囲

配水管工事に係る測量業務は、国土交通省大臣官房技術調査課監修「設計業務等標準積算基準書」（平成25年度版）による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として3社以上から見積りを取得し、その価格を検討した上で、最低価格を採用すること。

第2章 設 計 業 務

第1．配水管工事設計業務

1．適用範囲

配水管工事に係る設計業務は、全国簡易水道協議会発行「平成25年度改訂版水道事業実務必携（国庫補助事業歩掛表）」による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として3社以上から見積りを取得し、その価格を検討した上で、最低価格を採用すること。